

令和7年度神戸市一般廃棄物処理実施計画

1 基本的事項

(1) 計画区域 神戸市全域

(2) 計画期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(3) 一般廃棄物処理基本計画に定める指標の見込み

		平成25年度 (基準年度)	令和7年度 (見込み)	令和7年度 (目標年度)
目標指標	ごみ排出量	家庭系： 1人1日あたり (資源物除く)	500g/人・日	436g/人・日
		事業系： 総量	195,400t	175,400t
参考指標	発生量	642,800t	536,700t	582,300t
	資源化率	24%	22%	27%
	焼却量	462,200t	404,100t	422,700t
	最終処分量	86,900t	60,600t	68,400t
	温室効果ガス排出量	229,800t-CO ₂	152,300t-CO ₂	157,600t-CO ₂

2 ごみ処理実施計画

神戸市一般廃棄物処理基本計画に基づいて、「次世代へつなげる循環型都市“こうべ”」の実現に向け、以下の3つの基本方針を掲げ、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たし、人口減少・超高齢社会等の社会情勢に対応していくながらさまざまな施策を展開していく。

施策の展開にあたっては、可能な限り、ごみの発生抑制（リデュース）や製品等の再使用（リユース）を進め、次に再生利用（リサイクル）を進めるという3Rの考え方に基づいて、市民・事業者・市の三者が「ごみの減量・資源化」を推進する。

【3つの基本方針】

基本方針1 むだをなくし、ごみができるだけ出さない暮らしの確立（2Rの推進）

基本方針2 効率的で適正な処理に向けた排出・分別ルールの徹底

基本方針3 若者から高齢者まで幅広い市民や全ての事業者にいきわたる情報発信と行動の展開

(1) ごみの減量・資源化重点施策

① まわり続けるリサイクルの推進（基本方針2・施策1）

質の高いリサイクルとごみ出しをきっかけとした新たな地域交流を目指す「エコノバ（資源回収ステーション）」について、地域拠点施設を活用し、さらに設置を拡大するとともに、空き家や空きテナント等を活用した設置も推進していく。

また、プラスチック資源循環の促進として、日用品メーカー等と協働し、洗剤やシャンプーなど使用済みのつめかえパックを回収・リサイクルして再びつめかえパックに戻す「つめかえパッククリサイクルプロジェクト」や乳酸菌飲料容器等のリサイクルを推進するとともに、使用済みのペットボトルを新たなペットボトルに再生する「ボトル to ボトル事業」を実施する。

② 食品ロスの削減（基本方針1・施策1）

本来食べられる食品の廃棄を削減するため、家庭で利用していない食品を福祉団体・施設等に寄付するフードドライブの実施店舗を拡大するとともに、食品ロス削減に取り組むフードバンク団体を支援する。

また、本市から全国に取組が広がっている「てまえどり」について、小売店舗における啓発を拡大するとともに、神戸市食品ロス削減協力店を中心に外食時に発生する食べ残しの持ち帰り「mottECO(もってこ)」を普及させるなど、市民や事業者への食品ロスに対する意識醸成を図る。

③ こうべキエーロの推進（基本方針1・施策1）

家庭ごみで大きな割合を占める台所ごみの減量を推進するため、コンポストの一種である「こうべキエーロ」のさらなる普及啓発を目的に、小学校において、給食残渣を「こうべキエーロ」で処理、処理に用いた土を活用して野菜作りを行い、資源の循環を体験する環境教育プログラムを実施する。

④ 家財のリユース促進（基本方針2・施策1）

大型ごみの減量・リサイクルに向けた取組として、リユースプラットフォーム「おいくら」や不要品情報を投稿できる掲示板サイト「ジモティー」を活用した家具・家電などのリユース促進を図るとともに、超高齢社会の進展に伴う空き家の増加などを踏まえ、空き家の家財道具の整理や遺品の片付け等にお困りの方に対し、安心して利用いただける「家財の片付けサポート事業」をすまいのネットと連携して取り組むなど大型ごみの減量・資源化を推進する。

⑤ 電池類（リチウムイオン電池等）の回収（基本方針2・施策1）

処理過程において発火事故を招く恐れがある小型充電式電池等（リチウムイオン電池等）について、その他の電池類も含めて排出できる「電池類回収ボックス」にて回収を行い、適正排出を図る。

⑥ クリーンステーションの管理支援の強化（基本方針3・施策4）

昨今の社会情勢の変化により、掃除当番、ごみ出しルール違反、鳥獣被害、大規模化等の課題によりクリーンステーションの管理負担が増大しているため、クリーンステーションのあり方とりまとめを踏まえ、地域によるクリーンステーション管理という原則を踏まえつつ、これら様々な課題に対して引き続き、側面的支援に取り組むことで、クリーンステーション管理の負担軽減を図る。

また、外国人向けごみ出しルール啓発について、引き続き、日本語学校等との連携を強化し、多言語対応や二次元コード活用等による情報発信を進める。

⑦ 路上喫煙・ぽい捨て防止（基本方針3・施策4）

「路上喫煙禁止地区」において、路上喫煙防止指導員による巡回指導や過料の徴収を通じて喫煙マナーの徹底を図る。また、民間事業者に対する喫煙所整備補助金の対象経費を整備費に加えて維持管理費にも拡充することで、さらなる喫煙所の増設を進める。

「ぽい捨て防止重点区域」において、啓発用ベストを着用し、清掃を行いながら注意指導を行う民間啓発員により効果的・効率的に配置するなど、路上喫煙・ぽい捨て防止の指導・啓発を強化する。

⑧ 不法投棄防止対策（基本方針3・施策4）

山間部など人の目が届きにくく不法投棄が多く発生する地域等において、24時間の監視体制を整備するために設置している不法投棄防止カメラと取り外し可能な電池式カメラを効果的に運用するとともに、不法投棄のパトロールを実施している不法投棄監視員と地域との連携強化等により、監視の目を広げることで不法投棄を許さないまちづくりを進める。

⑨ 事業系ごみ排出指導および啓発（基本方針2・施策2）

三宮駅周辺の繁華街（生田新道、北野坂など）において、一般廃棄物収集運搬許可業者と契約せずに他社の排出場所にごみを出す便乗排出を行うなど、ルールを守らない事業者への対策として、一般廃棄物収集運搬許可業者やビルオーナーと連携し、未契約事業者の調査を行うとともに、通報等に基づくごみの開封調査、訪問指導等の強化を図る。

⑩ 事業系ごみの資源化・減量化（基本方針2・施策1）

事業系可燃ごみ中に含まれる資源化可能な紙類やプラスチック類の分別を促進するなど、事業系ごみの資源化・減量化に向けた取組を推進する。

⑪ トイレカーの導入（基本方針2・施策4）

令和6年能登半島地震の被災地において、避難所等における良好な生活環境確保の面で効果を発揮したトイレカーを導入する。導入するトイレカーは、フェーズフリーな使用を想定し、平時には里山整備事業や関連イベント等で利用するなど有効活用を図る。

また、自治体間ネットワークである災害派遣トイレネットワークプロジェクトへの参入など、災害時のトイレカー活用に関する協定締結を進める。

（2）ごみの減量・資源化施策

『基本方針1』むだをなくし、ごみができるだけ出さない暮らしの確立（2Rの推進）

リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）の知識、取り組みの実践方法、効果など2Rに関する情報などをできるだけわかりやすく示し、市民・事業者に対し啓発するとともに市民・事業者の意見やアイデアを取り入れながら、デザインの工夫により日々の具体的な行動に結びつく取り組みを進めていく。

また、経済的誘導策などにより減量・資源化が進む仕組みづくりを行っていく。

施策1 リデュース（発生抑制）の推進

①ごみの発生抑制

・不要なもの、過剰なものを買わないなどの意識啓発

	<ul style="list-style-type: none"> ・出前トーク、地域説明会の実施
②生ごみの発生抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・「K O B E ストップ the 食品ロス」運動の推進 ・台所ごみの水切り徹底 ・コンポストの利用推進、こうべきエ一口の普及
③容器包装の発生抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・市民・N P O ・事業者の連携による簡易包装の推進 ・マイボトル等の利用推進
施策2 リユース（再使用）の推進	
①古着・古布の再使用	<ul style="list-style-type: none"> ・古着・古布リユースの啓発 ・リサイクル工房での拠点回収 ・資源集団回収助成制度の実施
②びんの再使用	<ul style="list-style-type: none"> ・リターナブルびんの周知
③リユース情報の提供、普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル工房の運営 ・リユースプラットフォーム「おいくら」や不要品情報の投稿サイト「ジモティー」の活用
施策3 減量・資源化が進む仕組みづくり	
①経済的誘導策の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・資源集団回収活動に対する助成の実施 ・家庭系ごみ有料化の導入の継続的検討 ・事業系ごみの処理料金のあり方の総合的検討 ・家庭系の単純指定袋制度・ごみ処理状況やコスト等の情報提供

『基本方針2』効率的で適正な処理に向けた排出・分別ルールの徹底	
これまで実施してきた排出・分別ルール啓発を地域と連携して継続的に取り組むとともに、持ち去り行為の禁止について周知の徹底を図る。	
また、資源集団回収活動への助成などを通じて地域コミュニティの醸成を図る。	
さらに、デザインの工夫によりわかりやすく周知・啓発することで、市民・事業者の理解度、遵守度を高めていく。	
一方、地域住民だけでは難しい高齢者等のごみ出しの支援やクリーンステーション管理の負担軽減に向けた排出指導を地域福祉とも連携しながら取り組んでいく。	
これらの取り組みにより紙や容器包装プラスチックなどのリサイクルを促進する。	
環境負荷やコストをできるだけ減らすためにクリーンセンター及び中継施設を効率的に使用した処理を行っていく。	

施策1 分別・リサイクルの推進	
①排出・分別ルールの徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・雑がみ分別の推進 ・持ち去り禁止行為の周知徹底 ・容器包装プラスチックのルール徹底 ・剪定枝、紙、食品などの民間リサイクルの推進 ・ガラスびんの資源化向上 ・事業者への適正排出の指導・啓発 ・一般廃棄物処理業者の指導・育成
②排出・分別の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化対策（ひまわり収集、クリーンステーションでの収集ごみ

	<p>種の拡大、市民からの要望によるクリーンステーション増設などの対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空き家対策（「家財の片付けサポート」事業の普及啓発） ・市民サービスの充実（小型収集車の活用による狭隘道路対策の推進、大型ごみ持ち出し支援のモデル実施、夜勤のため時間どおりにごみ出しができない人を対象とした排出拠点の設置） ・古紙回収方法の情報提供 ・資源集団回収活動助成 ・店頭回収や公共施設での拠点回収の拡充と情報提供 ・家電及びパソコンリサイクル
③小型家電リサイクル制度の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・小型家電リサイクル制度の周知、啓発
④市の率先垂範	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎での環境マネジメントシステムの取り組み継続 ・グリーン購入の推進 ・ワンウェイプラスチック製品の使用抑制、プラスチック代替素材の活用推進
⑤まわり続けるリサイクルの推進（プラスチックの循環型リサイクルの推進）	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチックの品目別回収に向けた調査及びモデル実施 ・地域拠点におけるエコノバ（資源回収ステーション）の拡大 ・つめかえパックリサイクルプロジェクトの推進 ・ペットボトルリサイクル〈ボトル to ボトル〉事業の推進
施策2 適正な収集・運搬及び中間処理の推進	
①施設の適正な運営・管理	<ul style="list-style-type: none"> ・中間処理施設の適正な管理・運営 ・環境保全対策の確実・継続的な実施 ・ごみ発電等熱エネルギーの回収推進
②処理体制の効率化	<ul style="list-style-type: none"> ・3C C体制での安定処理と災害対策 ・収集作業の円滑化、効率化の推進
③新たな法令等への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・蛍光管（水銀含有）の拠点回収 ・カセットボンベ・スプレー缶の排出ルールの徹底（穴あけ不要）
④指導啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・クリーンステーションでの直接啓発等による計画的・重点的排出指導 ・優良クリーンステーション顕彰制度の実施 ・開封調査、個別指導による指導・啓発 ・民間事業者の資源化・処理施設の適正な運営の指導
⑤拡大生産者責任の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・拡大生産者責任に関する国等への要望 ・適正処理困難物や各種リサイクル関連法への適切な対応 ・携帯電話など、事業者の自主的な資源化ルートの啓発
⑥環境負荷の低減	<ul style="list-style-type: none"> ・CO₂排出の低減と収集体制の効率化
施策3 適正な最終処分の推進	
	<ul style="list-style-type: none"> ・最終処分場の適正な管理・運営 ・大阪湾フェニックス事業への参画

	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却灰の有効利用（セメント原料化）
施策4 災害廃棄物への対応	
	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害時の災害廃棄物処理に関する他自治体との連携・協力 ・災害時トイレの整備

『基本方針3』若者から高齢者まで幅広い市民や全ての事業者にいきわたる情報発信と行動の展開
ごみや資源に関する情報を今後も継続的に発信していくとともに、子どもやその保護者を対象とするなど市民に対し環境教育を行い、次の世代に向けた環境にやさしい社会づくりを行っていく。特に課題となっている、ごみに対して関心が低い若い世代や分別の対応が難しい高齢者でもわかりやすい排出・分別ルールの周知に努めていく。さらに、高齢者等に対しては、地域福祉とも連携しながら情報共有を行っていく。
また、ルール徹底が難しい外国人、店舗付き住宅居住者、ワンルームマンション居住者、若年単身者等に対しても、学校や共同住宅管理者等を通じて啓発や指導を積極的に行っていく。
さらに、事業者に対しては、大規模事業所への指導だけでなく、中小規模事業所、テナントビル入居者、ごみの排出を直接行う従業員などこれまで情報が届きにくかった人たちに対しても減量や資源化の促進につながる情報を発信していくとともに、コーディネーターとしての役割を果たしていく。
施策1 市民に向けた情報発信の展開

①多様な媒体を活用した情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・ICTを活用した情報発信の展開 ・大学や地域イベントと連携するなどコミュニティを介した情報発信の展開 ・広報紙、情報誌、ミニコミ誌等あらゆる広報媒体の活用 ・クリーンステーション看板を活用した情報提供 ・ごみ減量等を呼びかけるポスターの公共施設への掲出
②対象を絞った情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・若者、高齢者、外国人、転入者への情報発信（大学や日本語学校との連携による情報発信、共同住宅（マンション）管理者との連携、国際まち美化事業の実施 等）
③行動をレベルアップできる情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の取り組み成果が実感できる最新の情報提供 ・ごみと資源に関する年次レポートの作成と公表 ・温室効果ガス排出量やごみ処理コストなどの情報提供 ・資源集団回収・店頭回収など、リユース・リサイクルの情報提供
④情報の共有化が深まる情報交換	<ul style="list-style-type: none"> ・「ごみと資源」に関する情報発信・相談窓口の充実 ・地域別意見交換会の開催 ・出前トーク、地域説明会の実施

施策2 事業者に向けた情報発信の展開
①意識の向上に向けた情報発信
②中小規模事業所への情報発信

信	<ul style="list-style-type: none"> ・テナントビル所有者との連携 ・大規模事業所以外の排出事業者の実態調査を含めた減量・資源化手法の検討
③大規模事業所への情報発信	・大規模事業所への指導・啓発の強化
施策3 環境教育・学習の充実	
①幅広い年齢層に対応した環境教育・学習の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・各年代に向けた環境学習の機会の提供 ・市民・事業者等と連携した環境学習プログラムの提供 ・クリーンセンター等の環境関連施設での学習プログラムの充実
②学校等と連携した子どもたちへの環境教育の推進及び人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・体験学習プログラム「ふれあいごみスクール」の実施 ・社会科副読本「くらしとごみ」による学校・家庭等と連携した環境教育の推進 ・小学校での「こうべキエーロ」の実践による環境教育の実施 ・環境学習講座を通じた人材育成の推進
施策4 美しいまちづくりの推進	
①美しいまち「こうべ」の実現	<ul style="list-style-type: none"> ・地域が行うクリーン作戦の支援 ・路上喫煙・ポイ捨て防止啓発の充実 ・スマートごみ容器の活用 ・地域清掃活動の情報発信
②クリーンステーション等の美化・不法投棄対策	<ul style="list-style-type: none"> ・クリーン110番、不法投棄防止協働サテライト、重点パトロール等による不法投棄防止対策の推進 ・不法投棄通報協力団体など、市民・事業者との連携による不法投棄の監視強化 ・クリーンステーション管理の側面的支援（カラス対策ネット・対策ガイドの配布、収集時間帯のお知らせ、収集職員による収集時の清掃及びネットの片づけ） ・交通上の支障がないこと等の一定の条件下で、地域による継続的な管理が可能であるかどうかを確認するための折り畳み式ネットボックスの試行設置の推進
施策5 市のコーディネーター機能の發揮	
	<ul style="list-style-type: none"> ・環境局事業所を中心とした、地域におけるごみ減量・資源化の取り組みの推進 ・「ごみと資源」に関する情報発信・相談窓口の充実 ・区役所と連携した情報発信

(3) 資源化量

① 排出（収集）前資源化施策

主な施策	見込み量
資源集団回収活動の支援	92,900 t
店頭回収の促進	
小型家電リサイクル回収事業の実施	
電池類回収事業の実施	
蛍光管回収事業の実施	
古着・古布の回収（リサイクル工房）	
つめかえパックリサイクルプロジェクト	
大規模事業所における資源化の促進（紙ごみ、生ごみ等）	

② 排出（収集）後資源化施策

主な施策	見込み量
指定法人への引渡し（びん・ペットボトル・容器包装プラスチック）	23,270 t
アルミ缶・スチール缶売却事業	
ガラス残渣資源化事業	
ペットボトルリサイクル<ボトル to ボトル>事業	
ステーション古紙回収事業	
資源回収ステーション事業	

③ 中間処理段階の資源化施策

主な施策	見込み量
破碎選別施設等での金属回収	2,770 t
焼却灰リサイクル事業	360 t
焼却施設での発電（余剰電力は売却）	212 百万 kWh

(4) 収集・運搬計画（収集する一般廃棄物の種類及び分別の区分）

① 家庭系一般廃棄物（家庭生活に伴って排出される一般廃棄物）

ア 収集運搬の概要

一般廃棄物の種類 (分別の区分)	収集区城	収集・運搬主体	収集回数	収集の方法	搬入先	見込み量
缶・びん・ペットボトル	神戸市全域	市 (直営)	週 1 回	市が収集しているごみ集積場（以下「クリーンステーション」という。）	市の資源化選別等処理施設又は市の中継施設	16,600 t
容器包装プラスチック					市の中継施設	9,000 t
燃えるごみ		市 (直営 又は 委託)	週 2 回	「クリーンステーション」という。）を活用した定点方式	市の焼却施設又は市の中継施設	220,400 t
燃えないごみ					市の破碎施設又は市の中継施設	11,000 t
カセットボンベ・スプレー缶		市 (直営)	月 2 回	民間の破碎施設		300 t
大型ごみ		市 (委託)	神戸市大型ごみ受付センター（以下「受付センター」という。）が指定した日	受付センターへの事前申し込みにより受付センターが指定した方法	市の破碎施設又は市の中継施設	5,900 t

イ 分別の区分の対象物

(ア) 缶・びん・ペットボトル

[缶・びん・ペットボトル例]

- ・商品としての飲み物、食べ物、調味料が入っていたスチール製、アルミニウム製の缶
- ・商品としての飲み物、食べ物、調味料が入っていたびん
- ・商品としての飲み物、しょうゆなどの調味料が入っていたペットボトルのうち、 がついたもの

(イ) 容器包装プラスチック

- ・「容器包装プラスチック」とは、商品を入れたり包んでいるプラスチック製の容器や包装物

でその商品を使ったり取り出したあと、不要になるもの（ がついたもの）。

[容器包装プラスチック例]

- ・カップ・パック類、トレイ類、袋・ラップ類、ボトル類、チューブ類などのプラスチック製容器や包装物、商品梱包用の発泡スチロール

(ウ) 燃えるごみ

- ・「燃えるごみ」とは、45ℓの指定袋に入って口を結ぶことができる大きさで、単品で5kg以下の重さの燃えるもの。

[燃えるごみ例]

- ・調理くず、食べ残し、茶殻、果物の皮、油類（サラダ油、食用油）などの台所（生）ごみ
- ・紙くず、紙コップなどの資源化に適さない紙類
- ・靴、かばん、まくら、座布団などの皮革・繊維類
- ・カセットテープ、ビデオテープ、バケツ、洗面器、歯ブラシ、レジャーシート、スポンジ、ビニール製品、ゴム製品、使い捨てライターなどのプラスチック類
- ・小さな木製品、板、棒、草・花、落ち葉、木の枝などの木質ごみ
- ・紙おむつ、ペットのトイレ専用砂など

(エ) 燃えないごみ

- ・「燃えないごみ」とは、45ℓの指定袋に入って口を結ぶことができる大きさで、単品で5kg以下の重さの燃えないもの。

[燃えないごみ例]

- ・コップ、灰皿、ガラス、化粧品のびん、割れたびん、LED製品、白熱電球、鏡、茶碗、植木鉢、皿などのガラス・陶器類
- ・ラジカセ、アイロン、ポット、トースター、電話機などの小型の家電製品
- ・鍋、やかん、包丁、乾電池、スプーン、フライパン、傘、金属製おもちゃ、ペンキの缶、一斗缶などの小型の金属類

(オ) カセットボンベ・スプレー缶

[カセットボンベ・スプレー缶例]

- ・カセットコンロ用ボンベ、整髪料・殺虫剤・制汗剤・塗料などのスプレー缶、エアゾール缶

(カ) 大型ごみ

- ・「大型ごみ」とは、45ℓの指定袋に入れて口をしっかりと結ぶことができない大きさのもの、又は45ℓの指定袋に入っても単品で5kgを超える重さのもの。

[大型ごみ例]

- ・こたつ、電子レンジ、ガスコンロ、石油ストーブなどの電気・ガス・石油器具類
- ・いす、カーペット、食器棚、たんす、机、布団、ベッドなどの家具・寝具類
- ・オルガン、ゴルフクラブ、自転車、ベビーカー、物干し竿などの趣味・スポーツ用品、その他の生活用品

ウ 排出場所（神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例（平成5年3月31日条例第57号。以下「条例」という。）第10条の2第2項の所定の場所その他市長が指定する場所）

- (ア) 「缶・びん・ペットボトル」、「容器包装プラスチック」、「燃えるごみ」、「燃えないごみ」、「カセットボンベ・スプレー缶」については、クリーンステーションとする。
- (イ) 「大型ごみ」については、受付センターへの事前申し込みにより、受付センターと確認した場所とする。
- (ウ) クリーンステーションまでごみを持ち出すことが困難な高齢者や障害者等を対象に実施する「ひまわり収集」については、原則、自宅前とする。
- (エ) 夜勤のため、決められた曜日・時間にクリーンステーションにごみ出しできない方については、次表に定める排出拠点のうち、市が承認した場所とする。

排出拠点	所在地	対象となる一般廃棄物の種類	排出時間
東灘事業所	東灘区魚崎西町3丁目5番3号	「燃えるごみ」、「燃えないごみ」、「カセットボンベ・スプレー缶」、「缶・びん・ペットボトル」、「容器包装プラスチック」	月曜日～金曜日の 9:00から 16:00まで
灘事業所	灘区琵琶町2丁目1番2号		
中央事業所	中央区脇浜町3丁目2番30号		
兵庫事業所	兵庫区御崎町1丁目3番15号		
北事業所	北区山田町下谷上字五郎本1番地の1		
長田事業所	長田区真野町9番24号		
須磨事業所	須磨区小寺町2丁目5番16号		
垂水事業所	垂水区本多聞7丁目1番1号		
西事業所	西区平野町向井字祇園尾100番地		
東クリーンセンター	東灘区魚崎浜町1番地の7	「燃えるごみ」	月曜日～金曜日（祝日を除く）の 10:00から 12:00まで、 13:00から 15:30まで
港島クリーンセンター	中央区港島9丁目12番地の1	「燃えるごみ」	月曜日～金曜日（祝日を除く）の 10:00から 12:00まで、 13:00から 15:30まで
西クリーンセンター	西区伊川谷町井吹字三番翻74番地の1		
苅藻島クリーンセンター	長田区苅藻島町3丁目12番28号		
落合クリーンセンター	須磨区中落合3丁目1番1号		月曜日～金曜日（祝日を除く）の 10:00から 12:00まで、 13:00から 15:00まで

- (オ) 再生利用を目的に市が指定する品目については、資源回収ステーションにも排出することができる。

エ 市民の責務等

- (ア) 家庭系一般廃棄物を排出するときは、後掲別紙1によること。
- (イ) 家庭系一般廃棄物を市が行う収集の際に排出しようとするときは、決められたクリーンス

ーションに排出すること。

- (ウ) 市の定める収集日の午前5時から午前8時の間に排出すること。なお、それまでは家庭内で保管すること。
- (エ) 市で定める排出禁止物はクリーンステーションに排出しないこと。
- (オ) 市の定める分別の区分（大型ごみを除く）ごとに、市長が指定する袋に入れて排出すること。市長が指定する袋とは、「缶・びん・ペットボトル」、「容器包装プラスチック」、「燃えるごみ」及び「燃えないごみ」は、指定袋（後掲別紙2）、カセットボンベ・スプレー缶は中身の見える袋（容量15ℓまで）とする。ただし、事前に環境局事業所と調整を行った場合にはこの限りでない。なお、大型ごみは指定袋に入れずにそのまま排出すること。
- (カ) 資源回収ステーションに排出するときは、施設の開館時間内とし、指定袋に入れずにそのまま品目ごとの回収ボックスに排出すること。
- (キ) カラス被害防止及び飛散防止のための器具等が設置されているクリーンステーションでは、その効果を十分に発揮させるために適正に使用すること。
- (ク) クリーンステーションを利用する際には、利用者により決められた清掃等の管理に協力し、クリーンステーション及びその周辺を清潔に保つこと。
- (ケ) クリーンステーションの新設及び増設・移設・廃止等の変更については、「神戸市クリーンステーションの設置及び清潔保持に関する要綱」により環境局事業所と協議のうえ行うこと。
- (コ) 市の許可を受けずに不用品を回収している事業者等に廃棄物を引き渡さないこと。

② 事業系一般廃棄物（事業活動に伴って排出される一般廃棄物）

ア 収集運搬の概要

一般廃棄物の種類 (分別の区分)	収集区域	収集・運搬主体	収集回数	収集の方法	搬入先	見込み量
可燃ごみ (可燃物で一辺がおおむね 50cm 以下のものをいう。以下同じ。)	神戸市全域	後掲別紙 4 の一般廃棄物収集運搬許可業者(以下「許可業者」といふ。)と契約による又は自己搬入	許可業者と契約による	許可業者と契約による	市の焼却施設若しくは、市の中継施設又は 2(5)⑤アの資源化施設	167,900 t
粗大(不燃)ごみ(可燃物のうち一辺がおおむね 50cm を超えるもの、不燃物又は不燃物及び可燃物からできているものをいう。以下同じ。)					市の破碎施設又は 2(5)⑤アの資源化施設	8,100 t
資源ごみ(缶、びん、ペットボトルをいう。以下同じ。)					市の資源化選別等処理施設	4,500 t
カセットボンベ・スプレー缶		許可業者			民間の破碎施設	100 t

イ 分別の区分の対象物

(ア) 資源ごみ

[資源ごみの例]

- ・商品としての飲み物、食べ物、調味料が入っていたスチール製、アルミニウム製の缶
- ・商品としての飲み物、食べ物、調味料が入っていたびん
- ・商品としての飲み物、しょうゆなどの調味料が入っていたペットボトルのうち、がついたもの

(イ) カセットボンベ・スプレー缶

[カセットボンベ・スプレー缶例]

- ・カセットコンロ用ボンベ、整髪料・殺虫剤・制汗剤・塗料などのスプレー缶、エアゾール缶

ウ 事業者の責務等

(ア) 事業系一般廃棄物は、市の定める分別の区分ごとの指定袋(後掲別紙 3)で排出すること。

なお、平成 24 年度までに販売済みの不燃ごみ及び粗大ごみの指定袋は粗大(不燃)ごみの指定袋として使用することとする。

(イ) 神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する規則第 3 条の 5 の規定により、指定袋以外の方法で事業系一般廃棄物を排出するときは、あらかじめ本市の指示を受け処理すること。

(ウ) 大量又は継続的に発生する廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁

器くずは産業廃棄物として処理すること。また、水銀使用製品（蛍光管等）は、少量であっても産業廃棄物として処理すること。

- (エ) プラスチック使用廃製品については、再資源化に努めること。
- (オ) 木くずや食品残渣などリサイクル可能なものは、2(5)⑤アに掲げる資源化施設等を利用してリサイクルを図ること。
- (カ) 魚類に係る固形状不要物については、後掲別紙9の再生輸送業指定業者に収集、運搬を委託し、再資源化施設で再生を図ること。
- (キ) 事業系一般廃棄物は、家庭系一般廃棄物を排出するクリーンステーションに排出しないこと。
- (ク) 家の改築等、事業者の請負に伴って生じたもの及び商品等の下取り等により回収したものは、家庭から排出されたものであっても、事業系廃棄物（一般廃棄物又は産業廃棄物）として適正に処理すること。
- (ケ) 不要になった輸入青果物等の難燃性の可燃ごみを一時に多量（1回の排出量が概ね500kg以上）に排出するときは、あらかじめ市の指示を受け処理すること。（東クリーンセンター・港島クリーンセンターにおいて日量9t、西クリーンセンターにおいては日量6t（土・日・祝日・年末年始は除く）を目途に受け入れ。）ただし、追加の搬入調整にもかかわらず、前段のクリーンセンターの処理能力を超えるため搬入できなく、さらに輸入青果物等の搬入物の腐敗など公衆衛生上の問題が顕在化するおそれがあるときに限っては、産業廃棄物処理をしても差し支えない。
- (コ) 事業用の建築物の所有者は、条例第28条第1項の規定に従い、廃棄物その他再利用の対象となる物を保管する場所又は施設（以下、「保管場所等」という。）を当該建築物又は敷地内に設置するよう努め、当該建築物の占有者は当該建築物から生じる事業系一般廃棄物を保管場所等に集めること。なお、事業用の建築物を建設しようとする者は条例第28条第2項の規定により、当該建築物又は敷地内に保管場所等を設置すること。
- (サ) 排出場所及び保管場所等は、清掃する等清潔に保つこと。
- (シ) 市の廃棄物処理施設に搬入しようとする事業系一般廃棄物については、条例第21条第2項に規定する受入れの基準に適合するように必要な処理等を行うこと。
- (ス) 大量又は継続的に発生しない（排出量の制限を受ける）一般廃棄物の粗大（不燃）ごみについては、以下の要領によること。ただし、港島クリーンセンターに搬入できる木質系の粗大（不燃）ごみの木質系廃棄物は除くものとする。
 - a 原則、自社の貸借対照表の固定資産に類する財産であった不要物を市の破碎施設へ搬入することができる。
 - b 商取引行為で発生した下取り品等を含んだ動産（流動資産）における不要物の粗大（不燃）ごみについては、原則、産業廃棄物として市の破碎施設以外で処理をする。ただし、許可業者が市の破碎施設へ搬入するときは、この限りではない。
- (セ) 搬入車両及び運搬容器は、事業系一般廃棄物が飛散し、若しくは流出し、又は悪臭が漏れるおそれがないものであること。
- (ソ) 市が市の廃棄物処理施設内で行う事業系一般廃棄物の抜取り検査に協力すること。
- (タ) 市の廃棄物処理施設内では、安全運転及び安全作業を行うとともに、市の指示に従うこと。
- (チ) (ア)から(タ)までに掲げるもののほか、家庭系一般廃棄物の排出方法等のうち事業系一般

廃棄物の排出方法等に適合する事項については、家庭系一般廃棄物の排出方法等の内容に準じること。

エ 住居部分を有する建築物の所有者等の責務

- (ア) 事業用の店舗等と住居が併設している建築物の所有者等は、事業系一般廃棄物と家庭系一般廃棄物を明確に区別して、それぞれ適正に処理すること。
- (イ) 共同住宅の建築物の所有者等が当該建築物の住居部分の占有者によって排出される家庭系一般廃棄物を当該建築物の事業の一環として事業系一般廃棄物として処理しようとする場合は、以下によること。
 - a 事業系一般廃棄物として処理すべき合理的な理由があること。
 - b 共同住宅の占有者による分別は、後掲別紙「1 家庭系一般廃棄物の排出方法等」に準じて実施することとし、建物所有者等が事業系ごみ有料指定袋の分別区分に従って入れ直して排出するものとし、占有者に対して事業系ごみ有料指定袋による排出をさせないこと。
ただし、大型ごみ、容器包装プラスチックについては家庭系一般廃棄物として排出、処理させること。
 - c 事業系一般廃棄物の収集運搬については、後掲別紙「4 事業系一般廃棄物（し尿及び浄化槽に係る汚泥は除く）収集運搬業者」に委託すること。

③ 自己搬入する場合

自ら一般廃棄物を市の一般廃棄物処理施設へ搬入する場合は、次表の「一般廃棄物の種類」ごとに分別した上で、「搬入できる一般廃棄物」の種類に適合した施設に搬入すること。

ア 搬入施設

一般廃棄物の種類		搬入施設	受付時間
家庭系	事業系		
燃えるごみ	可燃ごみ	・東クリーンセンター（※） ・港島クリーンセンター（※） ・苅藻島クリーンセンター ・落合クリーンセンター ・西クリーンセンター（※）	平日（土・日・祝日・年末年始は除く） 10:00～12:00、13:00～15:00 (※は15:30まで受付)
燃えないごみ 大型ごみ	粗大(不燃)ごみ	・布施畠環境センター	平日（土・日・年末年始は除く）、 8:30～12:00、13:00～16:00 祝日（土・日・年末年始は除く） 8:30～15:00
木質系廃棄物	木質系の 粗大(不燃)ごみ	・港島クリーンセンター	平日（土・日・祝日・年末年始は除く）9:00～12:00、13:00～15:00
缶・びん・ペットボトル	資源ごみ	・資源リサイクルセンター	平日（土・日・祝日・年末年始は除く）8:30～12:00、13:00～16:00

イ 搬入できる一般廃棄物

一般廃棄物の種類		搬入できる一般廃棄物
家庭系	事業系	
燃えるごみ	可燃ごみ	・燃えるものでかさの小さいもの（一辺が50cm以下で太さが5cm以下のもの）
燃えないごみ 大型ごみ	粗大(不燃)ごみ	・大型の家庭用品、小型の家電製品、小型の金属類、ガラス・陶器等 (土砂・ガレキ、「燃えるごみ」、「木質系の粗大(不燃)ごみ」、「缶・びん・ペットボトル」、「市が収集しない一般廃棄物（＊）」は不可。)
木質系廃棄物	木質系の 粗大(不燃)ごみ	・庭木、街路樹などの剪定枝、幹 ・疊・襖・障子、家具類 (釘類を除く金具及び鏡等のガラス類は取外すこと。)
缶・びん・ペットボトル	資源ごみ	・商品としての飲料又は食品の入っていたもの（中身を使い切つて、キャップを外し、中を水洗いする。ペットボトルはラベルも外してつぶすこと。）

*搬入に際しては、市の指定する様式による手続きを行うこと。

*一般廃棄物を自己搬入する際は、手数料条例に定める手数料を納付すること。

*条例第21条第2項に規定する受け入れの基準に適合するものを除く。

- ウ 家庭系一般廃棄物を市の廃棄物処理施設に自己搬入する際は、以下の要領によること。
- (ア) 条例第21条第2項に規定する受入れの基準に適合するように必要な処理等を行うこと。
- (イ) 搬入車両及び運搬容器は、一般廃棄物が飛散し、若しくは流出し、又は悪臭が漏れるおそれがないものであること。
- (ウ) 市が行う一般廃棄物の抜取り検査に協力すること。
- (エ) 市の廃棄物処理施設内では、安全運転及び安全作業を行うとともに、本市の指示に従うこと。
- (オ) 火災により生じた廃棄物を搬入するときは、次によること。
- a 居住の用に供する家屋、又は家屋のうち居住の用に供する部分（以下、「居宅」という。）で発生した場合に限り搬入可能とする。
- b 現に居住、又は所有していた居宅が火災に遭い損害を被ったり災者自ら一般廃棄物処理施設に搬入し、又は許可業者に委託して処理を行うこと。
- (カ) (ア)から(オ)までに掲げるもののほか、家庭系一般廃棄物の排出方法等の内容に準じること。

④ 犬、猫等の死体

ア 収集運搬の概要

一般廃棄物の種類	収集区域	収集・運搬主体	収集の方法	処理先	見込み件数
犬、猫等の死体	神戸市 全域	市（委託）	戸別方式又は 市の指定場所 に搬入する	動物管理 センター	8,000 件

イ 排出方法等

- (ア) 犬、猫等の死体は、布又は丈夫な紙に包み、ダンボール等の箱に入れてひもでくくり、そ
の箱には、可燃物以外の物やプラスチック類を混入しないこと。
- (イ) 犬、猫等の死体の引き取りを市に依頼するときは、受託事業者（藤定運輸株式会社）に依
頼すること。
- (ウ) 自ら搬入する場合は、下記ウの搬入指定場所へ搬入し、クリーンステーションには排出し
ないこと。
- (エ) 飼い主がいる犬、猫等の死体の処理を市に依頼する際は、手数料条例に定める手数料を納
付すること。

ウ 犬、猫等の死体の搬入指定場所

指定場所	所在地
藤定運輸株式会社	兵庫区遠矢浜町5番8号
東灘事業所	東灘区魚崎西町3丁目5番3号
灘事業所	灘区琵琶町2丁目1番2号
中央事業所	中央区脇浜町3丁目2番30号
兵庫事業所	兵庫区御崎町1丁目3番15号
北事業所	北区山田町下谷上字五郎本1番地の1
長田事業所	長田区真野町9番24号
須磨事業所	須磨区小寺町2丁目5番16号
垂水事業所	垂水区本多聞6丁目8番10号
西事業所	西区平野町向井字祇園尾100番地

※各事業所への搬入は、路上死体等、飼い主のいない動物死体に限る。

⑤ 市が収集しない一般廃棄物の概要

ア 条例第14条第1項に基づくもの（排出禁止物）

区分	例示	処理方法に係る市長の指示
特別管理一般廃棄物		<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第1条第1号に掲げる「廃電子レンジ」については、製造者によるPCB部品の除去を受け、点検済票を貼り付けたうえ、排出すること。
重量又は体積が大きく、処理に著しい支障がある物	重量が70kgを超える物、又は体積が2.5立方メートルを超える物（＊1）	<ul style="list-style-type: none"> ・自ら一般廃棄物処理施設に搬入し、又は許可業者に委託して処理を行うこと（＊2）。 ・当該物を取り扱っている店等に引き取ってもらい、当該店等が適正に処理すること。
	単車、ピアノ、FRP船、耐火金庫等	<ul style="list-style-type: none"> ・当該物を取り扱っている店等に引き取ってもらい、当該店等が適正に処理すること。 ・単車については、二輪車リサイクルシステムに基づく廃棄二輪車取扱店へ持ち込むこと。 ・FRP船については、FRP船リサイクルシステムに基づく登録販売店に相談のうえ処理を行うこと。
引火性又は爆発性を有する物	火薬類、石油類、カセットコンロ用ボンベ類（中身が残っているもの）、消火器、リチウムイオン電池（膨張、破損しているもの）等	<ul style="list-style-type: none"> ・当該物を取り扱っている店等に引き取ってもらい、当該店等が適正に処理すること。 ・中身が残っているカセットコンロ用ボンベ等は、環境局事業所へ持ち込むこと。 ・消火器については、消火器回収システムに基づく消火器取扱い窓口会社に引取りを依頼すること。 ・膨張、破損したリチウムイオン電池等については、環境局事業所へ持ち込むこと。
有毒性のもの	農薬や園芸用薬品等の化学薬品類、自動車等バッテリー（鉛蓄電池）、ボタン電池、水銀使用製品等	<ul style="list-style-type: none"> ・当該物を取り扱っている店等に引き取ってもらい、当該店等が適正に処理すること。 ・ボタン電池については、ボタン電池回収処理事業に基づく回収協力店に持ち込むこと。 ・水銀使用製品（水銀体温計、水銀血圧計等）については、環境局事業所へ持ち込むこと。
著しく悪臭を発する物	し尿、ペット等のふん尿等	<ul style="list-style-type: none"> ・し尿については、3(2)イ及びウの規定によること。 ・ペット等のふん尿については、自家処理をし、又は土、砂等を除去して、便所に流すこと。
市が行う処理に著しく支障がある物	在宅医療等に伴って生じる注射針等の鋭利な物、犬、猫等の死体、事業活動に伴つ	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療等に伴って生じる注射針等の鋭利な物については、医療機関、薬局等に引き取ってもらい、当該医療機関、薬局等が適正に処理すること。 ・犬、猫等の死体については、2(4)④イの規定によること。 ・事業活動に伴って生じる魚類に係る難燃性の固形状不要物につ

<p>て生じる魚類に 係る難燃性の固 形状不要物、廃ゴ ムタイヤ、住宅用 太陽光パネル又 は一時多量のご み等</p>	<p>いては、後掲別紙9の再生輸送業指定業者に収集、運搬を委託 し、再資源化施設で再生を図ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃ゴムタイヤについては、当該物を取り扱う小売店に引き取り を求め、当該店が、適正に処理すること。 ・住宅用太陽光パネルは購入した販売店、取り付けを行った施工 業者もしくは、当該物を取り扱っている専門業者などに依頼 し、適正に処理すること。 ・庭の大規模な剪定等に伴って生じる一時多量のごみは、自ら一 般廃棄物処理施設に搬入し、又は許可業者に委託して処理を行 うこと(*2)。なお、引越しに伴って生じる一時多量のごみ(以 下、「引越し廃棄物」という。)に関しては、上記処理により難い 場合のみ、引越し請負業者に対し、①引越し廃棄物を引越し請負業者 が管理する所定の場所まで運搬すること、②引越し廃棄物を所定 の場所において市町村又は許可業者に引き渡すこと、の2点が 書面で委任されれば、引越し廃棄物を引越し請負業者が管理す る所定の場所まで引越し請負業者に運搬させることができる。
---	--

* 1 神戸市手数料条例施行規則別表（第5条関係）で種類1から4に定める品目に規定するもの
で、市が認める場合はこの限りでない。

* 2 市の一般廃棄物処理施設へ自己搬入する際は、2(4)③の規定によること。

イ 特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。）に基づくもの

区分	例 示	処理方法に係る市長の指示
排出禁止物	家電リサイクル法施行令(令和5年政令第380号)第1条各号に規定する機械器具(エアコン、テレビ(ブラウン管式・液晶式・有機エレクトロルミネセンス式・プラズマ式)、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機。以下「機械器具」という。)	・機械器具は、自ら家電リサイクル法(平成10年法律第97号)第17条に規定する特定家庭用機器廃棄物を引き取る場所としてあらかじめ製造業者等が指定した場所(西濃運輸株式会社神戸支店:東灘区向洋町東3丁目)に搬入し、又は同法第9条に規定する小売業者に引き取りを求め、若しくは許可業者に委託して当該場所に搬入させること。

ウ 資源の有効な利用の促進に関する法律に基づくもの

区分	例 示	処理方法に係る市長の指示
排出禁止物	資源の有効な利用の促進に関する法律施行令(平成3年政令第327号)第6条別表第6第1号上段に規定するパソコン(その表示装置であってブラウン	・パソコンは、次のとおり出すこと。 (1) 可能な限り、使用済み小型家電としてリサイクルボックス等に出すこと。その際は、排出者自らデータ消去を行う等、個人情報の保護に努めること。 (2) 小型家電リサイクルボックスに入らない場合等、小型家電として排出しない場合は、①自らパソナ

	<p>管式又は液晶式のものを含み、重量が1kg以下のものを除く。以下「パーソナルコンピュータ」という。)及び第2号上段に規定する密閉形蓄電池(以下「二次電池(小型充電式電池)」という。)、携帯型充電器(以下「モバイルバッテリー」という。)</p>	<p>ルコンピュータの製造等(製造又は自ら輸入したものの販売をすることをいう。)の事業を行う者が製造等をしたパーソナルコンピュータは、当該製造等の事業を行う者の自主回収に出すこと。②法第9条の9第1項の認定を受けた者が処理を行うパーソナルコンピュータは、当該認定を受けた者が行う回収に出すこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二次電池(小型充電式電池)、モバイルバッテリーは、絶縁処理を行ったうえで次のとおり出すこと。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 小型充電式電池の回収・リサイクルシステムに基づくリサイクル協力店に持ち込むこと。 (2) 市が設置する電池類回収ボックスに出すこと。
--	---	--

エ 使用済自動車の再資源化等に関する法律(以下「自動車リサイクル法」という。)に基づくもの

区分	例 示	処理方法に係る市長の指示
排出禁止物	自動車リサイクル法(平成14年法律第87号)第2条第2項に規定する使用済自動車	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車の所有者は、当該自動車の購入時、車検時又は廃車時に再資源化預託金等(リサイクル料金)を資金管理法人(販売店等を経由)に対して預託し、当該自動車が使用済自動車(廃車)となったときは、都道府県知事等の登録を受けた引取業者(取扱店等)に当該使用済自動車を引き渡すこと。

オ 高圧ガス保安法に基づくもの

区分	例 示	処理方法に係る市長の指示
排出禁止物	高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)における高圧ガス容器等(LPガスボンベ、炭酸ガスシリンダー)	<ul style="list-style-type: none"> ・LPガスボンベ、炭酸ガスシリンダーは、メーカーや販売店・取扱店に返却すること。

カ フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(以下「フロン排出抑制法」)に基づくもの

区分	例 示	処理方法に係る市長の指示
排出禁止物	フロン排出抑制法(平成13年法律第64号)第2条第3項に規定する業務用の冷凍空調機器であって、冷媒としてフロン類が充填されているもの。(以下「第一種特定製品」という。)	<ul style="list-style-type: none"> ・第一種特定製品は、メーカーや販売店に引き取りを求め、当該店が適正に処理すること。又は第一種フロン類充填回収業者にフロン類の回収を依頼し、フロン類を抜いたことがわかる証明書がある場合、自ら一般廃棄物処理施設に搬入し、もしくは大型ごみとして出すことができる。

(5) 中間処理計画（一般廃棄物処理施設の種類とその処理方法）

① 焼却施設（焼却する）

ア 市が設置する施設

名称	所在地	型式	処理能力	見込み量
東クリーンセンター	東灘区魚崎浜町1番地の7	連続運転式焼却炉	300t/24h×3基	404,100 t
港島クリーンセンター	中央区港島9丁目12番地の1		200t/24h×3基	
西クリーンセンター	西区伊川谷町井吹字三番闌74番地の1		200t/24h×3基	

※発電設備

② 破碎施設（破碎若しくは、破碎及び選別する）

ア 市が設置する施設

名称	所在地	型式	処理能力	見込み量
港島クリーンセンター	中央区港島9丁目12番地の1	せん段式	10t/5h×2基	22,100 t
布施畠環境センター 破碎選別施設	西区伊川谷町布施畠字丸畠1172番地の2		150t/5h×2基	

イ 民間が設置する施設

名称	所在地	対象となる廃棄物	処理能力	処理主体	見込み量
大栄環境株式会社	東灘区向洋町東2丁目2番2・3・4	カセットボンベ・スプレー缶	1.0t/9h	市 (委託)	400 t
藤定運輸株式会社	兵庫区遠矢浜町1番2、7番1・2、9番1		1.2t/9h		

※カセットボンベ・スプレー缶穴あけ処理

③ 中継施設

ア 市が設置する施設

名称	所在地	対象となる収集区分
東クリーンセンター	東灘区魚崎浜町1番地の7	「缶・びん・ペットボトル」 「容器包装プラスチック」 「燃えないごみ」 「大型ごみ」
港島クリーンセンター	中央区港島9丁目12番地の1	「缶・びん・ペットボトル」
茹藻島クリーンセンター	長田区茹藻島町3丁目12番28号	「燃えるごみ」、「可燃ごみ」
落合クリーンセンター	須磨区中落合3丁目1番1号	「燃えるごみ」、「可燃ごみ」

妙賀山クリーンセンター	北区山田町小部字妙賀山1番地の1	「缶・びん・ペットボトル」 「容器包装プラスチック」 「燃えるごみ」、「可燃ごみ」 「燃えないごみ」
布施畠環境センター	西区伊川谷町布施畠字丸畠 1172 番地の2	「容器包装プラスチック」

④ 資源化選別等施設（選別など処理する）

ア 市が設置する施設

名称	所在地	対象となる 廃棄物	処理能力	見込み量
資源リサイクル センター	西区見津が丘1丁目 9番	缶・びん・ ペットボ トル	45t/5h×2基	21,100 t

※容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。）第2条第6項に基づく保管施設

イ 民間が設置する施設

名称	所在地	対象となる 廃棄物	処理能力	処理主体	見込み量
大栄環境株式会社	東灘区向洋町東 2丁目2番2・3・4	容器包装 プラスチ ック	50t/9h	市 (委託)	9,000 t
神港衛生株式会社	長田区苅藻島町 2丁目1番72・75		65t/8h		

※容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。）第2条第6項に基づく保管施設

⑤ その他資源化等処理施設

ア 民間が設置する施設

名称	所在地	対象となる廃棄物	種類	最大処理能力	処理主体	成果品の処理方法
株式会社 神戸ポート リサイクル	中央区港島 9丁目13	木くずの破碎（「臨港地区及び港湾区域、並びにこれらで囲まれた区域」から発生するものに限る。ただし、同区域外で発生する廃棄物（神戸市内発生廃棄物に限る。）であっても、同区域内で事業活動を行う事業者が発生させた廃棄物と一体的に処理することで環境負荷の軽減が図られると市長が特に認める場合はこの限りでない。）	破碎	45.6 t /日		木くずチップとして売却
マツダ 株式会社	東灘区住吉浜 町 17 番地の 8	食品残渣	堆肥化	4.8 t /日		堆肥として 売却
藤定運輸 株式会社	兵庫区遠矢 浜町 19 番 1 他	木くず、纖維くず	破碎	4.9 t /日		木くずチップとして売却
		木くず	破碎	49.5 t /日		木くずチップとして売却
		木くず、纖維くず、紙くず	破碎	33.9 t /日		木くずチップとして売却
		木くず、纖維くず、紙くず	減容 固化	16.5 t /日		燃料として 売却
大栄環境 株式会社	東灘区向洋 町東 2 丁目 2番2・3・ 4	木くず	破碎	28 t /日		木くずチップとして売却
株式会社 萩原林業	西区見津が 丘 6 丁目 1 番 2	木くず	破碎	46.4 t /日		木くずチップとして売却
株式会社 コベック	兵庫区遠矢 浜町 4 番 38 号	食品残渣	メタン 発酵	126 t /日		バイオガス 発電
藤定運輸 株式会社	兵庫区遠矢 浜町 2 番 1 他	動物のふん尿	堆肥化	4.4 t /日	市 (委託)	堆肥として 売却

(6) 最終処分計画（廃棄物処理施設の種類とその処理方法）

① 最終処分場（埋立て）

ア 市が設置する施設

名称	所在地	形式	埋立地面積	全体容量 (令和5年度 末残余容量)	見込み量
淡河環境センター	北区淡河町野瀬字南山	サンド イッヂ 方式	355,000 m ²	770 万m ³ (554 万m ³)	12,400 t
布施畠環境センター	西区伊川谷町布施畠字 丸畠 1172 番地の 2		1,020,000 m ²	2,350 万m ³ (418 万m ³)	

※排水管理施設併設

② 大阪湾広域臨海環境整備センターに関する事項

名称	所在地	全体埋立容量	見込み量
大阪湾広域処分場	神戸市東灘区向洋町地先（神戸沖処分場）	1,500 万m ³	48,200 t

※2府4県169市町村から受入れ

(7) 一般廃棄物の処理に関し必要な事項

① 市外で処理する廃棄物

廃棄物の種類	排出主体	収集・運搬	処理	処理を行なう地域	処理方法	対象量
実験に伴う動物の死体等	事業者	株式会社猪名川動物霊園（後掲別紙5）又は自己搬入	株式会社猪名川動物霊園	兵庫県川辺郡猪名川町	焼却	125 t
		株式会社美濃ラボ（後掲別紙5）		岐阜県海津市		34.5 t
調理等に伴って発生する食品廃棄物等	生活協同組合コープこうべ	生活協同組合コープこうべ		兵庫県三木市	資源化	840 t
	スター・バックスコーヒージャパン株式会社	明雪運輸株式会社	ハリマ産業エコテック株式会社	兵庫県姫路市		25 t
販売、調理等に伴って発生する食品廃棄物等	イオンリテール株式会社及びイオンモール株式会社	株式会社北神	大栄環境株式会社	兵庫県三木市	資源化	200 t
	株式会社ダイエー		三木リサイクルセンター			13 t
	イオンリテール株式会社	株式会社神東	株式会社イガ再資源化事業研究所	三重県伊賀市		6 t
	株式会社ライフコーポレーション	株式会社神東	株式会社イガ再資源化事業研究所	三重県伊賀市		270 t
ガラスびんのカレット等	神戸市	株式会社タカハシ		大阪府東大阪市	資源化	7,000 t
水銀使用廃製品等	神戸市	市 (委託)	野村興産株式会社	大阪府大阪市	選別 破碎	38 t
				北海道北見市	焙焼	

② その他

再生利用として神戸市が認める製造事業者に引き渡す場合に限っては、引渡し時に廃棄物に該当しないとして取り扱うため、自治体間協議を不要とする。

3 生活排水処理実施計画

(1) 生活排水処理に係る計画

事業の種類	事業計画
公共下水道事業	処理場建設事業 汚水幹枝線布設事業 施設改良事業
農業集落排水事業	機能強化事業
浄化槽整備事業	設置補助 27 件

(2) し尿及び浄化槽汚泥処理に係る計画

① 水質汚濁対策

施策名	事業主体	対象者
浄化槽整備事業	市	市民
公衆便所	市	市民
市民トイレ	市、事業者	市民

② 収集運搬計画

ア 収集運搬の概要

種類	収集区域	収集・運搬主体	収集回数	収集の方法	搬入先	見込み量
家庭系し尿	神戸市 全域	市（委託）	概ね月1回	戸別 方式	高松作業所	1,700 kℓ
事業系し尿		後掲別紙6の許可業者	必要な都度			1,000 kℓ
浄化槽汚泥		後掲別紙7の許可業者	年1回			18,700 kℓ

※処理槽付きディスポーザー汚泥処理システムから発生する汚泥については、浄化槽汚泥に準じて処理することとする。

イ 市民の責務等

(ア) 便所は、くみ取り口等から雨水が流入し、若しくはし尿が外部に流出し、又は使用する際に多量の水を使用することのない構造にすること。

(イ) 便所は、異物の混入又は流入がないように適正に管理し、し尿以外の物を投入しないこと。
また、くみ取り口周辺は十分な広さを確保すること。

(ウ) 浄化槽の機能に悪影響を及ぼす物を流入させないこと。

(エ) し尿及び浄化槽汚泥の処理は、ア「収集運搬の概要」の「収集・運搬主体」に依頼すること。

ウ 事業者の責務等

(ア) 事業系し尿（事業活動に伴って排出されるし尿）及び浄化槽汚泥以外の物を市の廃棄物受入施設に搬入しないこと。

(イ) 搬入車両及び運搬容器は、し尿が流出し若しくは悪臭が漏れるおそれがないものであることを。

- (ウ) 市が行う搬入物の抜取り検査等に協力すること。
 (エ) 市の廃棄物受入施設内では、本市の指示に従うこと。

③ 中継施設の概要

名称	所在地	容量	対象となる廃棄物
妙賀山	北区山田町小部字妙賀山1番地の1	90 kℓ	し尿
淡河	北区淡河町野瀬字南山	90 kℓ	
平野	西区平野町黒田字西山 752-19	90 kℓ	
布施畠	西区伊川谷町布施畠字丸畠 1172 番地の2	50 kℓ	

④ し尿及び浄化槽汚泥受入施設

名称	所在地	型式	処理能力	処理主体	見込み量	処分方法
高松作業所	兵庫区高松町1番55号	固液分離方式	70 kℓ/h	市	21,400 kℓ	下水道投入

1 家庭系一般廃棄物の排出方法等

(1) 家庭系一般廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物以外のものをいい、一般家庭生活において、自ら居住する土地又は建物の専有部分から生じた廃棄物のことをいう。

① 分譲集合住宅等から排出するときは、次によること。

ア 分譲集合住宅等においては、建物の区分所有に関する法律（以下「区分所有法」という。）

第2条第4項に規定する共有部分から排出される廃棄物を含む。ただし、住戸部分及び店舗部分を有する複合用途型集合住宅等においては、住戸部分の共有部分に限る。

イ 管理組合などによる、日常の清掃業務によって排出される廃棄物においては、家庭系一般廃棄物とする。

ウ 大規模改修工事などに伴い区分所有法上の専有部分及び共有部分から排出される一時多量の廃棄物は、市が収集しない一般廃棄物とする。

② 賃貸集合住宅等においては、賃貸集合住宅等の共有部分から排出される廃棄物を除いた賃借人（占有者）の専有部分から生じた廃棄物に限る。ただし、賃貸集合住宅等の共有部分から排出された廃棄物において、建物の管理形態、契約形態及び運用形態の性質が社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(2) 家庭系一般廃棄物の分別区分ごとの排出方法等

① 缶・びん・ペットボトルを排出するときは、次によること。

ア 缶は、必ず中身を使い切って、軽く中を水洗いして排出するとともに、キャップなどを取り外すこと。なお、外したキャップなどは「燃えないごみ」で排出すること。

イ びんは、必ず中身を使い切って、軽く中を水洗いして排出するとともに、キャップなどを取り外すこと。なお、外したキャップなどは分別区分に従って排出すること。また、キャップが本体に固定されて取れない場合は、そのまま排出すること。

ウ ペットボトルは、キャップ、ラベルとも取り外したうえ、つぶして排出すること。なお、外したキャップ、ラベルは「容器包装プラスチック」で排出すること。

エ 中袋を使用せず、直接指定袋に入れて排出すること。

オ 指定袋の口をしっかりと結び、一袋につき5kg以下にして排出すること。

カ リターナブルびん（ビール瓶・一升瓶など）はできる限り販売店などに返却すること。

キ スーパーなどの店頭回収を活用し、リサイクル回収に協力すること。

② 容器包装プラスチックを排出するときは、次によること。

ア 必ず中身を使い切り、汚れの付いたものは軽くふき取るか水洗いすること。

イ 中身や汚れが簡単に取れない場合は「燃えるごみ」に排出すること。

ウ 中袋を使用せず、直接指定袋に入れて排出すること。

エ 重ねたり、はさみで切るなど、できるだけかさを減らすこと。

オ 食品トレイなどは、スーパーなどの店頭回収を活用し、リサイクル回収に協力すること。

カ 洗剤やシャンプーなど使用済みの日用品のつめかえパックは、つめかえパックリサイクル

プロジェクトによる回収ボックスを活用し、リサイクル回収に協力すること。

③ 燃えるごみを排出するときは、次によること。

- ア 台所ごみ（食べ残しなど）は、十分に水切りをしてから排出すること。
- イ 食用油等の液状の物は、紙又は布類に染み込ませるか、油処理剤で固めて、小さなポリ袋などに入れてから指定袋に入れて排出すること。
- ウ 竹串など先のとがったものは、二つに折り、紙に包んでから指定袋に入れること。
- エ 新聞、雑がみ、段ボール、古着、古布は、できる限り資源集団回収、店頭回収、拠点回収を活用し、リサイクル回収に協力すること。
- オ プラスチック製の使い捨てライターは、必ず中身を完全に使い切って、水に浸し、着火しないようにして排出すること。また、一度に大量に排出しないこと（1～2本まで）。
- カ マッチ、花火などは、水に浸してから排出すること。また、一度に大量に排出しないこと。
- キ インクカートリッジは、できる限り販売店等へ持ち込みリサイクルに協力すること。
- ク 木の枝など、長いものを複数排出するときは50cm以下に切ってから指定袋に入れること。
- ケ 棒状のもの（木製バットなどおおむね100センチメートル以内のもの）は、45ℓの指定袋に斜めに差し込むなど、できる限り奥まで入れて、袋の口をしっかりと結んで排出すること。
- コ 紙おむつ・ペットシート・猫砂などは、汚物を除去し、ポリ袋などに入れてから指定袋に入れて排出すること。
- サ 粉末状で飛散のおそれがあるもの（小麦粉、灰など）は、水などで湿らせて飛散しないようとしたうえで、ポリ袋などに入れてから指定袋に入れて排出すること。
- シマイクロビーズを含む製品は、袋を二重にするなどし、指定袋内の空気を抜いたうえで、中身が飛散しないようにして排出すること。また、中にマイクロビーズが入っていることを不要紙等に記載し、指定袋に貼付して排出すること。
- ス 在宅医療に伴って生じた感染性廃棄物（カテーテル・チューブ類、プラスチックバッグ類、血液や体液が付着したガーゼ・脱脂綿・包帯など）を排出するときは、不要紙などで包みポリ袋などに入れ密閉したうえで、指定袋に入れること。また、輸液バッグ内の液、ストーマ袋の汚物はトイレに流すこと。ただし、注射針、輸液ラインの針部は、医療機関、薬局などに返却して適正に処理すること。
- セ 指定袋の口をしっかりと結び、一袋につき5kg以下にして排出すること。

④ 燃えないごみを排出するときは、次によること。

- ア 先の尖ったものや鋭利なもの（ガラス、陶器類、包丁、ナイフ、フォークなど）は紙に包み、不要紙等に「キケン」と記載したものを指定袋に貼付して排出すること。
- イ 在宅医療により使用したガラス製点滴ボトルを排出するときは、ボトル内の液は排水口などに流して空にしてポリ袋などに入れるなど二重に梱包し、不要紙等に「キケン」と記載したものを指定袋に貼付して排出すること。
- ウ 棒状のもの（傘や直管型のLED製品、突っ張り棒などおおむね100センチメートル以内のもの）は、45ℓの指定袋に斜めに差し込むなど、できる限り奥まで入れて、袋の口をしっかりと結んで排出すること。
- エ 使用済みの小型家電製品は、小型家電リサイクル法に基づくリサイクル回収事業に協力し、

市内各所の小型家電リサイクルボックスに出すか、小型家電認定事業者による家電販売店での店頭回収、又は宅配便での回収を活用すること。

オ 小型充電式電池が付属する製品（電動工具、デジタルビデオカメラなど）は、電池を外したうえで排出すること。

カ 小型充電式電池が内蔵された製品（充電池が取外せないもの）は、できる限り市内各所の小型家電リサイクルボックスに出すか、家電量販店や小型家電認定事業者によるリサイクル回収を活用すること。

キ 蛍光管は、割れないように新聞紙等で包んで、できる限り拠点回収を実施している回収協力店に排出すること。

ク 乾電池（アルカリ乾電池・マンガン乾電池・リチウム乾電池）、リチウム一次電池（コイン型・円筒型・ピン型）は、機器から外して電極にテープを張って絶縁処理のうえ排出すること。公共施設等に設置されている電池類回収ボックスによるリサイクル回収も活用すること。

ケ 指定袋の口をしっかりと結び、一袋につき5kg以下にして排出すること。

⑤ カセットボンベ・スプレー缶を排出するときは、次によること。

ア 中身を完全に使い切ったうえで、付属するキャップ等を取り外すこと。

イ 穴をあけずにカセットボンベ・スプレー缶だけを中身の見える袋（容量15ℓ程度まで）に入れて排出すること。

ウ クリーンステーションに排出するときは、「燃えないごみ」とは分けてクリーンステーションの端に排出すること。

エ 公共施設などの拠点場所に設置しているカセットボンベ・スプレー缶の専用回収箱も利用すること。

⑥ 大型ごみを排出するときは、次によること。

ア 45ℓの指定袋に入れて口をしっかりと結ぶことができない大きさのもの、又は45ℓの指定袋に入っても単品で5kgを超え、70kg以下の重さのものは、「大型ごみ」として排出すること。ただし、神戸市手数料条例施行規則別表（第5条関係）で種類1から4に定める品目に規定するもので、市が認める場合はこの限りでない。

イ あらかじめ、受付センターに申込み、大型ごみ処理手数料、受付番号、収集日、排出場所を確認すること。なお、神戸市手数料条例別表第1備考に基づく一般収集にかかる大型ごみの申込みは1回につき5点まで、特別収集にかかる申込みは1回につき3点までとする。

ウ 受付センターで確認した手数料を大型ごみ処理手数料納付券（以下「シール券」という。）の取扱店で納付、又はインターネット申込の際にキャッシュレス決済を選択し、キャッシュレス決済で納付すること。なお、シール券の取扱店で納付した場合は、シール券の交付を受けること。

エ シール券に受付番号（キャッシュレス決済で納付した場合は、任意の紙に受付番号等）を記入し、大型ごみの見やすいところに貼付すること。

オ 一般収集にかかる大型ごみについては、受付センターが指定した日の午前5時から午前8時の間に、排出する大型ごみの重量及び体積その他の事項を勘案して品目ごとに排出者と受付センターが確認した場所に排出すること。この際、大型ごみの転倒を防止するなど、周囲

の安全上支障がないように配慮して排出すること。

カ 特別収集にかかる大型ごみについては、市が収集を委託する事業者に引き渡す場合に、大型ごみが容易に持ち出せるよう必要な取外しや解体その他特別な作業は事前に行っておくとともに、玄関までの動線を確保しておくこと。また、作業時の注意事項について確認すること。

キ ガスコンロ、石油ストーブなどの自動着火式器具類は、必ず乾電池を外すこと。

ク 石油ストーブ（石油ファンヒーター）は、必ず灯油を抜き取ること。

ケ ふとん・カーペット・じゅうたんは丸めたり、折りたたむなどし、ひも等でしばって排出すること。

コ 電動アシスト自転車・電動車いす・コードレス掃除機などはバッテリーを取り外すこと。

サ 照明器具類は電球、蛍光管などを外して排出すること。

シ 食器棚などガラス扉が付いている家具類を排出するときは、ガラス扉が開かないようにテープなどで止めるとともに、ガラスが割れて飛散しないように養生すること。

⑦ プラスチック・布・革・木等と、金属との複合物を排出するときは、次によること。

ア 金属部分が簡単に取り外せるものは、金属部分を取り外して、金属部分は「燃えないごみ」へ、可燃部分（プラスチック・布・革・木）は「燃えるごみ」として排出すること。

イ 金属部分が簡単に取り外せないもののうち、

・家電製品は「燃えないごみ」として排出すること。

・プラスチックと金属の複合物は、原則として「燃えないごみ」として排出すること。ただし、大部分がプラスチック製のものやビデオテープ、カセットテープ、ボールペン（金属製以外）、シャープペンシル等、金属の回収・資源化に不向きなものに限り「燃えるごみ」として排出すること。

・布・革・木と金属の複合物は、割合により総体として金属部分が多いものは「燃えないごみ」として排出すること。布・革・木の部分が多いものは「燃えるごみ」として排出すること。

(3) 法律により家庭から排出される廃棄物で市では収集しないものの処理に関する事項

① 家電リサイクル法対象製品（エアコン、テレビ（※）、「冷蔵庫・冷凍庫」、「洗濯機・衣類乾燥機」）を排出するときは、次によること。

※ブラウン管式・液晶・有機エレクトロルミネセンス式・プラズマ式のものが対象（プロジェクションテレビは対象外のため「大型ごみ」で排出すること。なお、対象製品であるか不明な場合は、一般財団法人家電製品協会ホームページ等で確認すること。）

ア 家電販売店などにリサイクル料金及び引き取り運搬料金を支払って、引き取りを依頼し、適正に処理すること。

イ 自ら指定引取場所に持ち込むときは、事前に郵便局でリサイクル料金を支払い、製品とリサイクル券と一緒に持ち込むこと。

② パソコンを排出するときは、資源有効利用促進法及び小型家電リサイクル法に基づき、市内各所の小型家電リサイクルボックスに出すか、小型家電認定事業者による家電販売店での店

頭回収、又は宅配便でのリサイクル回収を活用すること。又はメーカーによるリサイクル回収を活用すること。

- ③ 小型充電式電池（リチウムイオン電池、ニカド電池、ニッケル水素電池）又はモバイルバッテリーを排出するときは、次によること。

ア 資源有効利用促進法に基づき、一般社団法人 J B R C によるリサイクル回収協力店（家電販売店、ホームセンターなど）又は公共施設などに設置している電池類回収ボックスに持ち込み適正に処理すること。持ち込むときは、電極にテープを貼り絶縁処理を行うこと。

なお、膨張・破損したものについては、環境局事業所に相談のうえ、事業所に持ち込むなどして適正に処理すること。

イ 電動アシスト自転車のバッテリーは、自転車販売店か一般社団法人 J B R C によるリサイクル回収協力店又は公共施設などに設置している電池類回収ボックスに持ち込み適正に処理すること。持ち込むときは、電極にテープを貼り絶縁処理を行うこと。

- ④ 高圧ガス容器（L P ガスボンベ、炭酸ガスシリンダーなど）を排出するときは、高圧ガス保安法に基づき、販売店もしくは製造元に返却すること。ただし、使用済みの 100ml 以下のものや再充填できない使い捨てのもの（ヘリウムガスなど）については、高圧ガス保安法の対象外のため「燃えないごみ」に排出すること。

- ⑤ 冷媒としてフロン類を使用している機器を排出することときは、次によること。

ア 第一種特定製品（業務用冷凍冷蔵庫、業務用エアコン、スポットクーラーなど）を排出するときは、フロン排出抑制法に基づき第一種フロン類充填回収業者に依頼し、適正に処理すること。

イ フロン排出抑制法の対象外である家庭用機器（除湿器、冷風扇など）は、「大型ごみ」又は「燃えないごみ」で排出すること。

- （4） 神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例第 14 条第 1 項により、家庭から排出される廃棄物で市では処理できない排出禁止物の処理に関する事項

- ① 重量又は体積が大きく、処理に著しい支障がある物に関する事項

ア 重量が 70 kg を超えるもの、又は体積が 2.5 立方メートルを超えるものを排出するときは、当該物を扱っている販売店、製造元などに引き取りを依頼すること。又は自ら一般廃棄物処理施設に搬入する（一般廃棄物処理施設の受け入れ基準内のものに限る。）か、もしくは許可業者に委託して適正に処理を行うこと。ただし、神戸市手数料条例施行規則別表（第 5 条関係）で種類 1 から 4 に定める品目に規定するもので、市が認める場合はこの限りではない。

イ ピアノ、耐火金庫等を排出するときは、当該物を扱っている販売店、製造元などに引き取りを依頼し、適正に処理すること。

ウ 自動二輪車、原動機付自転車を排出するときは、廃棄二輪車取扱店に依頼し、適正に処理すること。

エ F R P 船（ボート、水上オートバイなど）を排出するときは、F R P 船リサイクルシステムに基づく、登録販売店に依頼し、適正に処理すること。

② 引火性又は爆発性を有する物に関する事項

- ア 消火器を排出するときは、消火器リサイクルシステムに基づく消火器取扱い窓口会社に引き取りを依頼し、適正に処理すること。
- イ 石油類（ガソリン、灯油など）を排出するときは、当該物を取り扱っている販売店（ガソリンスタンドなど）に処理を依頼し、適正に処理すること。
- ウ 引火性のある有機溶剤（アルコール類、シンナー類薬）又は塗料などを排出するときは、当該物を取り扱っている販売店などに処理を依頼し、適正に処理すること。ただし、塗料やシンナー類など少量の場合は、換気の良い場所で不要紙や布などに染み込ませて完全に乾燥させる、又は塗料固化材等を使用して固めてから「燃えるごみ」で排出すること。
- エ プリンター用のトナーカートリッジを排出するときは、販売店やメーカーによるリサイクル回収を活用すること。
- オ 中身の残っているカセットコンロ用ボンベ、エアゾール缶などを排出するときは、環境局事業所に相談のうえ、事業所に持ち込むなどして適正に処理すること。
- カ 膨張、破損したリチウムイオン電池などを排出するときは、環境局事業所に相談のうえ、事業所に持ち込むなどして適正に処理すること。

③ 有毒性の物に関する事項

- ア 農薬や除草剤などの毒物、劇物などの薬品類を排出するときは、当該物を取り扱っている販売店などに処理を依頼し、適正に処理すること。
- イ 塩素系漂白剤や酸性洗剤（混ぜるな危険表記があるもの）を排出するときは、換気の良い場所で通常の使用量と同程度の量を、水で少量ずつ薄めながら排水すること。
- ウ ボタン電池（SR：酸化銀電池、PR：空気亜鉛電池、LR：アルカリボタン電池）を排出するときは、電極にテープを貼って絶縁処理のうえで、一般社団法人電池工業会のリサイクルシステムに基づく回収協力店に持ち込むこと。
- エ 自動車用などのバッテリー（鉛蓄電池）を排出するときは、当該物を取り扱っている販売店などに処理を依頼し、適正に処理すること。
- オ 水銀使用製品（水銀体温計、水銀血圧計、水銀温度計）を排出するときは、環境局事業所に相談のうえ、事業所に持ち込むなどして適正に処理すること。

④ 著しく悪臭を発する物に関する事項

- ア ペットなどのふん尿については、土、砂などを取り除いて、便所に流すこと。

⑤ 市が行う処理に著しく支障がある物に関する事項

- ア 在宅医療などで生じた感染性廃棄物（針付き注射器、点滴針など鋭利な物）は、医療機関、薬局などに引き取りを依頼し、適正に処理すること。
- イ 廃ゴムタイヤ（自動車、自動二輪車用など）を排出するときは、当該物を取り扱っている販売店などに依頼し、適正に処理すること。
- ウ 住宅用太陽光パネルは購入した販売店、取り付けを行った施工業者もしくは、当該物を取り扱っている専門業者などに依頼し、適正に処理すること。
- エ 通常の生活に伴って生じるごみ以外の一時多量ごみ（引っ越しごみ、家財などの片付けご

み、庭などの大規模な剪定によって生じたごみなど)を一度に排出しようとするときは、自ら一般廃棄物処理施設に搬入する(一般廃棄物処理施設の受け入れ基準内のものに限る。)か、もしくは許可業者に委託し、適正に処理を行うこと。ただし、地域の清掃活動(クリーン作戦)などによって生じた落ち葉、草などは、環境局事業所に事前に連絡のうえ排出日、排出場所などを調整して排出すること。

(5) その他家庭から排出される廃棄物で市では収集できないもの

- ① 自ら居住する土地又は建物の専有部分から出た廃棄物であっても、工事業者などによる、改築工事、造園工事などによって生じた建築資材、剪定枝、コンクリートがらなど(家庭から排出されたものであっても、事業系廃棄物として、施工を行った事業者などが適正に処理すること。)
- ② 電気工事士などの特殊な資格が必要な工事に伴って生じた電化製品など(家庭から排出されたものであっても、事業系廃棄物として、施工を行った事業者などが適正に処理すること。)

(6) アスベスト含有家庭用品の処理に関する事項

① 排出時における留意事項

- ア 廃棄する家庭用品にアスベストが含まれているかどうかは、メーカー・経済産業省及び厚生労働省のホームページのリスト等で確認すること。リスト等により、メーカー及び販売店等による回収が行われていると判明した製品については、当該製品のメーカー及び販売店等の指示に従うこと。
- イ リストのうち、珪藻土製品について、メーカー及び販売店等による回収が行われている製品の可能性があるが、判断できないものについては、割るなどせずにそのままの状態で、粉塵が飛散しないように二重に梱包し、必ず環境局事業所に連絡し、指示に従うこと。
- ウ リストのうち、床材、システムバス、キッチン、トイレ等の建材については、交換の際にアスベスト飛散のおそれがあるため、リフォームなどで交換を予定している場合には、廃棄も含めて施工業者に相談すること。なお、施工業者等に依頼せずに個人でリフォームを行うなどにより建材を廃棄する場合には、飛散しないように梱包又はシートで覆うなどしたうえで、必ず環境局事業所に連絡し、指示に従うこと。
- エ リストのうち、飛散性のアスベストが使用された製品(石綿灰)については、粉塵が飛散するおそれがあるため、水などで湿らせて飛散ないようにしたうえで、二重に梱包し、必ず環境局事業所に連絡し、指示に従うこと。
- オ リストのうち、上記ア～エのいずれにも該当しない製品については、分解せず、そのままの状態で、「燃えないごみ」又は「大型ごみ」として排出すること。

② 処分時における留意事項

アスベスト含有家庭用品廃棄物のうち、前記①イ、ウ及びエについては、一定の場所において分散することができないように埋立てを行う。

2 家庭系一般廃棄物の指定袋

(1) 燃えるごみ用



(2) 燃えないごみ用



(3) 缶・びん・ペットボトル用



(4) 容器包装プラスチック用



(5) 指定袋の容量は、分別区分ごとに 45L・30L・15L の 3 サイズとする。

(6) 指定袋の形状は、平袋（取っ手なし）又はU形袋（取っ手付き）とする。

3 事業系一般廃棄物の指定袋

(1) 可燃ごみ用



(2) 粗大(不燃)ごみ用



(3) 資源ごみ用



(4) カセットボンベ・スプレー缶用



(5) 指定袋の容量は、可燃ごみ用は30ℓ・45ℓ・70ℓ・90ℓの4サイズ、カセットボンベ・スプレー缶用は、30ℓ・45ℓの2サイズ、その他の区分は30ℓ・45ℓ・70ℓの3サイズとする。

4 事業系一般廃棄物（し尿及び浄化槽に係る汚泥は除く）収集運搬業者

業者名	事務所所在地
石原アメニテック株式会社	神戸市中央区雲井通7丁目1番1号ミント神戸ビル13階
株式会社イノウエ	神戸市長田区東尻池町9丁目1番20号
株式会社川崎環境開発興業	神戸市中央区脇浜町3丁目2番21号
株式会社河田商会	神戸市東灘区向洋町東2丁目4番地
有限会社神戸清掃舎	神戸市灘区味泥町7番32号
株式会社山陽	神戸市西区平野町堅田338番地
高取商事株式会社	神戸市長田区苅藻通6丁目3番2号
株式会社白石組	神戸市長田区片山町1丁目15番20号
神港衛生株式会社	神戸市長田区苅藻島町2丁目2番11号
株式会社神東	神戸市東灘区魚崎浜町17番地の6
株式会社マスオカ	神戸市長田区六番町2丁目1番地の27
有限会社大清	神戸市長田区苅藻島町1丁目1番43号
有限会社内外クリーナー	神戸市兵庫区中道通6丁目1番6号
有限会社ナガタ商会	神戸市須磨区多井畠字池ノ奥口7番地の8
有限会社美化推進西山商店	神戸市垂水区つつじが丘1丁目6番地の10
藤定運輸株式会社	神戸市兵庫区遠矢浜町5番8号
株式会社北神	神戸市灘区浜田町1丁目1番22号
有限会社舞子運送	神戸市西区伊川谷町潤和1015番地の1
株式会社松本興業社	神戸市長田区五番町5丁目1番地27-104号
株式会社吉岡清掃	神戸市東灘区御影塚町1丁目4番3号
一般社団法人神戸清港会※	神戸市中央区港島3丁目5番地

※ 处理区域は、臨港地区及び臨港予定地区における一般社団法人神戸清港会の会員の事業場に限る。

5 実験に伴う動物の死体に係る収集運搬業者

業者名	事務所所在地
株式会社猪名川動物霊園	兵庫県川辺郡猪名川町清水字前谷51番地の2
株式会社美濃ラボ	岐阜県海津市平田町今尾1195番地の1

6 事業系し尿に係る収集運搬業者

業者名	事務所所在地
株式会社神東	神戸市東灘区魚崎浜町 17 番地の 6
島田環境株式会社	神戸市北区藤原台中町 4 丁目 6 番 13 号
東洋設備株式会社	神戸市東灘区甲南町 2 丁目 2 番 8 号
株式会社阪神水道衛生社	神戸市中央区大日通 4 丁目 2 番 6 号
日独管理工業株式会社	神戸市中央区若菜通 1 丁目 1 番 16 号
菊水工業株式会社	神戸市中央区中山手通 7 丁目 3 番 4 号
兵神浄化有限会社	神戸市中央区脇浜町 2 丁目 10 番 14 号
株式会社今井興業	神戸市兵庫区松本通 7 丁目 1 番 35 号
仁志起興業株式会社	神戸市中央区磯上通 8 丁目 1 番 1 号
株式会社六甲衛生工業舎	神戸市西区平野町堅田 924

7 凈化槽汚泥に係る収集運搬業者

業者名	事務所所在地
株式会社神東	神戸市東灘区魚崎浜町 17 番地の 6
島田環境株式会社	神戸市北区藤原台中町 4 丁目 6 番 13 号
東洋設備株式会社	神戸市東灘区甲南町 2 丁目 2 番 8 号
株式会社阪神水道衛生社	神戸市中央区大日通 4 丁目 2 番 6 号
日独管理工業株式会社	神戸市中央区若菜通 1 丁目 1 番 16 号
菊水工業株式会社	神戸市中央区中山手通 7 丁目 3 番 4 号
兵神浄化有限会社	神戸市中央区脇浜町 2 丁目 10 番 14 号
株式会社今井興業	神戸市兵庫区松本通 7 丁目 1 番 35 号
仁志起興業株式会社	神戸市中央区磯上通 8 丁目 1 番 1 号
株式会社六甲衛生工業舎	神戸市西区平野町堅田 924
阪神連合清掃株式会社	神戸市西区神出町古神 473 番地の 3

8 一般廃棄物処分業者

業者名	施設所在地	事業の範囲
株式会社神戸ポートリサイクル	神戸市中央区港島9丁目13番地	木くずの破碎（「臨港地区及び港湾区域、並びにこれらで囲まれた区域」から発生するものに限る。ただし、同区域外で発生する廃棄物（神戸市内発生廃棄物に限る。）であっても、同区域内で事業活動を行う事業者が発生させた廃棄物と一体的に処理することで環境負荷の軽減が図られると市長が特に認め場合はこの限りでない。）
マツダ株式会社	神戸市東灘区住吉浜町17番地の8	食品残渣の堆肥化
藤定運輸株式会社	神戸市兵庫区遠矢浜町19番1他	木くず、繊維くず、紙くずの破碎 木くず、繊維くず、紙くずの減容固化
大栄環境株式会社	神戸市東灘区向洋町東2丁目2番2・3・4	木くずの破碎
株式会社萩原林業	神戸市西区見津が丘6丁目1番2号	木くずの破碎・切削
株式会社コベック	神戸市兵庫区遠矢浜町4番38号	食品残渣のメタン発酵

9 魚類に係る固形状不要物に関する再生輸送業指定業者

業者名	事務所所在地
株式会社泰成総業	神戸市長田区六番町2丁目1番地の39
有限会社高井商店	神戸市西区岩岡町岩岡616番地の107
有限会社富田海産	神戸市東灘区深江浜町1番地の1 神戸市東部中央卸売市場内